

No	市民の声	補足説明	執行部からの回答	会場	班	要回答	所管委員会
95	<p>湖畔荘について。10年ほど前、売却のコンペがあり、審査委員長が商工会議所の専務理事だった。売却先がサガン鳥栖（サガンドリームス）に決まったが、その審査委員長がサガン鳥栖の応援団長だった。執行部でどう判断して、その審査委員長をむかえたのか。</p> <p>また、コンペ実施要綱には、売却先が義務に違反すれば佐賀市が買戻す特約について書かれているが、昨年がその買戻し期限であるにもかかわらず履行されていない。</p> <p>もう一つ不思議なのは、土地は登記してあるが建物が登記されていないこと。固定資産税が納められてない。年間250万円くらい市税収入があったはず。</p>	<p>審査委員選定の考え方や審査の状況、契約条項の趣旨、資産課税の実態等について回答をお願いしたい。</p>	<p>・旧湖畔荘利活用提案事業者審査委員は、各分野の知識、知見が必要ということで、三瀬地区の事情に精通する者、企業経営に精通する者、観光事業に精通する者、都市景観に精通する者で構成していた。このうち企業経営に精通する者については、佐賀商工会議所から推薦のあった人物を選任したもので、また、委員長は委員会設置要綱に基づき、委員の互選により選出された。</p> <p>・買戻特約条項の趣旨として、地域振興に寄与する事業の実施があったが、売買契約が成立したのち、当該物件が反社会勢力等へ転売される等がないよう、一定期間それらを抑止する目的も意図していた。</p> <p>買戻しを履行しなかったのは、</p> <p>①当該事業者には、経営困難に陥ってはいるが、三瀬の活性化に資する相手先を探そうとする意向があり、事業計画次第では、地域活性化に寄与する事業の展開が期待できたこと、</p> <p>②買戻した場合、更地にして返還することとしていたが、当時、事業者は資力的に厳しいとしており、売却時よりさらに老朽化した建物や敷地に係る維持管理の問題や負担を、市が背負わなければならないおそれがあったこと、</p> <p>③また公募をかけても、応募者が現れなければ、将来にわたり税収を失うことになり、市にとっては多大な財政負担が残るおそれがあったこと、などの懸念があったことから、市は事業者に対し事業計画書の提出を求め、その内容を検討した上で、契約条項の解除等について判断することとしたためである。その後、事業者はいろいろと検討されていた様であるが、結果として、事業計画書の提出には至らなかった。</p> <p>・不動産登記法は、不動産の表示の登記については、所有者等に登記申請を義務付けているが、国又は地方公共団体が所有する土地又は建物についての表示に関する登記の申請義務については、当分の間これを免除すると従前の取り扱いを継続することとしている（同法附則第9条、不動産登記法の一部を改正するなどの法律（昭和35年法律第14号）附則第5条第1項）。よって、プロポーザルにより公募をかけていた当時、旧湖畔荘の建物が登記されていなかったことは違法ではない。また固定資産税は、建物について、土地の定着性、外気遮断性、用途性が認められる場合は、不動産登記簿に関係なく課税される。</p>	三瀬公民館	5	○	総務
97	<p>河川の改修について、温泉の裏の高瀬川と初瀬川の合流点の写真も添えて提出したが、どのようにされたのか。</p>	<p>要望に対する対応状況・経過等について回答をお願いしたい。</p>	<p>前回の議会報告会后、佐賀土木事務所河川課に内容は伝えているが、現在、対応はなされていない。今回のご意見についても再度伝えましたが、災害復旧工事を多数抱える中、早期に対応することは困難とのこと。詳細については佐賀土木事務所に直接ご相談してくださいとのことであった。</p>	三瀬公民館	5	○	建設環境
98	<p>自衛隊ヘリの訓練について、東脊振の坂本峠から脊振山系の下を通って金山峠から三瀬峠に抜ける林道、三瀬峠から長野峠への林道から下の、居住地区では訓練しないようにしているはずだが、三瀬、富士、脊振で現在夜間もやっている。高度も決まっているはずだが三瀬では100m以内まで降りてくる。どうなっているのかお聞きしたい。</p>	<p>飛行ルート変更の有無等、事実関係について回答をお願いしたい。</p>	<p>自衛隊へは、住宅地を飛行しないよう要望をしている。また、自衛隊は、低空飛行訓練を実施される場合、飛行経路選定にあたっては、家屋のない地域及び通行の少ない道路を選定している。</p>	三瀬公民館	5	○	総務